

羽村市電気自動車用急速充電器管理運営条例

(趣旨)

第1条 この条例は、羽村市（以下「市」という。）が設置する電気自動車用急速充電器（以下「急速充電器」という。）の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車をいう。
- (2) 使用者 急速充電器により電気自動車に充電を行おうとする者をいう。
- (3) 課金システム 国内の電気自動車用充電器の利用料を徴収する事業者が運営するシステムで、当該システムに使用者が必要な事項を登録後、インターネット網により課金されるシステムをいう。

(設置場所)

第3条 急速充電器の設置場所は、東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1とする。

(使用時間)

第4条 急速充電器は、年間を通して常時使用することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、急速充電器の点検、整備その他の事由により、羽村市長（以下「市長」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。この場合において、市長は、急速充電器の設置場所の見やすい場所に、その旨を掲示するものとする。

(使用料及び充電時間)

第5条 使用者は、使用料を市長に納付しなければならない。この場合において、納付の方法は課金システムによるものとする。

- 2 急速充電器による充電時間は1回当たり30分を上限とし、その使用料は別表のとおりとする。

(免除)

第6条 使用料は、次の各号のいずれかに該当するときはこれを免除する。

- (1) 市がその行政目的のために使用するとき。

(2) 前号に定めるほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(収納業務の委託)

第7条 市長は、使用料の収納業務を、課金システムを提供する運用会社に委託することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(禁止行為等)

第9条 急速充電器の使用に際しては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 充電のための駐車スペース（以下「駐車スペース」という。）以外の場所に電気自動車を駐車し、急速充電器を使用すること。
- (2) 他の車両、歩行者等の通行を妨げること。
- (3) 充電以外の目的で駐車スペースを利用すること。
- (4) 充電完了後も、駐車スペースに駐車し続けること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、急速充電器の使用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に該当する行為をする者の使用を拒否することができる。

(免責等)

第10条 急速充電器の使用に際して及び駐車スペースで生じた損害については、市は責任を負わない。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

2 故意又は過失により急速充電器を破損し、又は滅失させた場合は、速やかに市長に報告するとともに、市長の指示に従い、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 課金システムへの登録については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第5条関係）

使用時間	使用料
6分まで	100円
6分を超え9分まで	150円
9分を超え12分まで	200円
12分を超え15分まで	250円
15分を超え18分まで	300円
18分を超え21分まで	350円
21分を超え24分まで	400円
24分を超え27分まで	450円
27分を超え30分まで	500円